

◇ 臨 港 地 区 内 の 分 区 指 定 に つ い て ◇

各分区では、下の一覧表の○印以外のものが規制されます。

構 築 物 の 種 類				商 港 区	工業港区	漁 港 区	修景厚生区	マリーナ区
港湾施設 (港湾法第2条第5項)	第2号	外郭施設	防波堤, 防砂堤, 防潮堤, 導流堤, 水門, こう門, 護岸, 堤防, 突堤, 胸壁	○	○	○	○	○
	第3号	係留施設	岸壁, 係船くい, 棧橋, 浮棧橋, 物揚場, 船揚場	○	○		○	○
	第4号	臨港交通施設	道路, 駐車場, 橋りょう, 鉄道, 軌道, ヘリポート	○	○	○	○	○
	第5号	航行補助施設	航路施設, 船舶入出港のための信号施設, 照明施設, 港務通信施設	○	○	○	○	○
	第6号	荷さばき施設	固定式荷役機械, 軌道走行式荷役機械, 荷さばき地, 上屋	○	○			
	第7号	旅客施設	旅客乗降用固定施設, 手荷物取扱所, 待合所, 宿泊所	○				○
	第8号	保管施設	倉庫, 野積場, 貯木場, 貯炭場 危険物置場, 貯油施設	○	○			○
	第8号の2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設, 給油施設, 給炭施設, 船舶修理施設, 船舶保管用施設	○	○			○
	第8号の3	港湾情報提供施設	案内施設, 見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○			○
	第9号	港湾公害防止施設	汚濁水浄化のための導水施設, 公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害防止施設	○	○			○
	第9号の2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸, 廃棄物受入施設, 廃棄物焼却施設, 廃棄物破碎施設, 廃油処理施設その他の廃棄物処理施設		○			
	第9号の3	港湾環境整備施設	海浜, 緑地, 広場, 植栽, 休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○	○
第10号	港湾厚生施設	船舶乗組員・港湾の労働者用休泊所, 診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○	○	
第10号の2	港湾管理施設	港湾管理事務所, 港湾管理用資材倉庫その他の港湾管理施設	○	○	○	○	○	
第12号	移動式施設	移動式荷役機械, 移動式旅客乗降用施設	○	○				
卸売展示施設(荷さばき施設または保管施設に附属するものに限る)およびその附帯施設で床面積の合計が10,000㎡以下のもの				○				
流通加工施設およびその附帯施設				○				
水産物の加工工場およびその附帯施設				○	○			
海上運送事業, 港湾運送事業, 倉庫業, 道路運送事業, 貨物利用運送事業, 鉄道事業, 港湾に係る情報の提供サービス業, 水産物の加工に係る事業の事務所およびその附帯施設				○	○			
ひき船業, 船舶給水業, 船舶燃料補給業, 海上保険業, 船舶修理業, 港内清掃業, 係離船業, 貿易業, 水先案内業, 船舶用食糧供給業, 海事代理士業, 港内公害防止業およびサルベージ業の事務所およびその附帯施設				○	○			
水産物の加工工場または上記の事務所において業務に従事する者のための休泊所および診療所ならびにこれらの附帯施設								
原料・製品の一部の輸送を海上運送または港湾運送に依存する製造事業および供給事業ならびにこれらの関連事業の用に供する工場および事務所ならびにこれらの附帯施設					○			
木材・木製品製造業, 家具・装備品製造業, 化学工業, 金属製品製造業, 一般機械器具製造業および水産食料品製造業の工場および事務所ならびにその附帯施設								
これらの工場および事務所において業務に従事する者のための休泊所および診療所ならびにこれらの附帯施設								
漁船のための係留施設, 燃料補給施設, 給水施設および給水施設								
水産物卸売市場その他水産物の荷さばきに必要な施設								
冷蔵倉庫, 冷凍倉庫その他水産物の保管に必要な施設								
製氷工場および水産物の加工工場ならびにこれらの附帯施設						○		
漁網その他の漁具の補修または保管に必要な施設								
漁船乗組員その他漁業関係業務に従事する者のための休泊所および診療所ならびにこれらの附帯施設								
漁業会社・漁業組合その他の水産物に係る事業を行う者の用に供する事務所およびその附帯施設								
スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット, モーターボートその他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)および通船のための用具保管庫および船舶上下架施設								○
レクリエーション用船舶の利用者のためのクラブ事務所ならびに集会所, 体育施設および展望施設ならびにこれらの附帯施設								○
展示施設, 観覧施設ならびにこれらの附帯施設で床面積の合計が10,000㎡以下のもの(観覧施設は客席の部分のみ)							○	○
図書館, 博物館, 水族館, 集会所, 展望施設および通船待合所ならびにこれらの附帯施設							○	
旅館およびホテル(風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の規定に該当するものを除く。)ならびにこれらの附帯施設				○				○
飲食店(風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項の規定に該当するものを除く。)およびこれらの附帯施設で床面積の合計が3,000㎡未満のもの				○		○	○	○
船舶用品の販売業の用に供する店舗およびその附帯施設で床面積の合計が3,000㎡未満のもの				○	○	○	○	○
日用品の販売業の用に供する店舗およびその附帯施設で床面積の合計が1,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○
身の回り品の販売業の用に供する店舗およびその附帯施設で床面積の合計が1,000㎡以下のもの				○		○	○	○
主として観光客を対象とした地域の特産品または記念品の販売業の用に供する店舗およびその附帯施設で床面積の合計3,000㎡未満のもの				○			○	○
銀行の支店その他の営業所, 郵便局および保険業の用に供する店舗				○	○	○		
ガソリンスタンド				○	○	○		
市長が指定する官公署の事務所およびその附帯施設				○	○	○	○	

■「臨港地区」とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、水域である港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法によって指定された区域です。

港湾は、船舶の係留, 航行に利用する水域(港湾区域)と、その水域に接続して貨物の取扱い, 生産活動等の港湾活動が行われる陸域(臨港地区)が一体となっはじめて、その機能が十分に発揮されます。

■「分区」とは、臨港地区内の土地利用を生産・流通など目的別に整理・区分し、計画的な土地利用と港湾活動の活性化を誘導するため指定しているものです。各分区の目的に合わない建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の建設, 改築および用途の変更が規制の対象となります。

■指定している分区は、次の5種類です。

- 1 商港区
旅客または一般の貨物を取り扱うことを目的とする区域
- 2 工業港区
工場その他工業用施設を設置することを目的とする区域
- 3 漁港区
水産物の取扱い, または漁船の出漁の準備を行うことを目的とする区域
- 4 修景厚生港区
緑地・広場等を整備することを目的とする区域
- 5 マリーナ港区(現在, 指定区域なし)
スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット, モーターボートその他の船舶の利便施設および関連施設を設置することを目的とする区域

【注意事項】

- 1 分区で規制されるのは構築物の用途です。建ぺい率・容積率は都市計画法・建築基準法の適用を受けます。
- 2 臨港地区内で建設計画等がある場合は、港湾工事等との調整等がありますので、事前協議が必要です。
- 3 臨港地区内で一定規模(敷地面積5,000㎡または延床面積2,500㎡)以上の構築物を新設・増設する場合は、港湾法第38条の2の規定により、工事開始の60日前までに「臨港地区内の行為の届出」が必要です。
- 4 既存の構築物の増改築や用途の変更についても、その用途によっては規制されます。
- 5 右の一覧表の○印以外のもので、市長の特別の許可を受けて建設できる場合があります。

問い合わせ先
 函館市港湾空港部管理課管理担当
 ☎ 0138-21-3486・3487
 函館市榎法華支所産業建設課
 ☎ 0138-86-2111